

令和8年度アビリンピック北海道大会開催要綱

令和8年3月3日制定

1 趣旨

障がいのある方々が日ごろ培った技能を互いに競い合うことにより、その職業能力の向上を図るとともに、企業や社会一般の人々が障がい者雇用に対する理解と認識を深め、雇用の促進を図ることを目的として開催する。

2 大会名称

令和8年度アビリンピック北海道大会（北海道障害者技能競技大会）

3 主催

北海道

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 北海道支部

4 後援（順不同）

厚生労働省北海道労働局、札幌市、北海道教育委員会、北海道職業能力開発協会、北海道経済連合会、一般社団法人北海道商工会議所連合会、北海道商工会連合会、北海道中小企業団体中央会、一般社団法人北海道中小企業家同友会、一般社団法人北海道身体障害者福祉協会、一般社団法人北海道知的障がい福祉協会、一般社団法人北海道精神障害者家族連合会、一般社団法人北海道手をつなぐ育成会、朝日新聞北海道支社、読売新聞北海道支社、毎日新聞北海道支社、北海道新聞社、十勝毎日新聞社、苫小牧民報社、室蘭民報社、釧路新聞社、函館新聞社、日本経済新聞社札幌支社、NHK札幌放送局、HTB北海道テレビ、UHB北海道文化放送、テレビ北海道、STV札幌テレビ放送、STVラジオ、HBC北海道放送、AIR-G' FM北海道、FM NORTH WAVE、株式会社フレックスジャパン

5 協賛（順不同）（予定）

一般社団法人北海道ビルメンテナンス協会、株式会社ほくでんアソシエ、株式会社宮田屋珈琲、特定非営利活動法人さっされん、北海道洋裁技能士会、社会福祉法人いちはつの会、社会福祉法人夕張みどりの会、株式会社北海道日立システムズ、一般社団法人日本保健福祉ネイリスト協会札幌校、アイ日本総合ビジネス学院有限会社、丸彦渡辺建設株式会社、株式会社コンポス、一般社団法人北海道IT推進協会

6 日程及び会場

(1) 令和8年10月3日（土）9時から16時30分まで（競技及び表彰式）

(2) 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 ポリテクセンター北海道
（札幌市西区二十四軒4条1丁目4-1 電話：011-622-3351）

※台風等により大会を延期する場合は、予備日として10月24日（土）を予定。

7 競技種目及び定員

(1) ワード・プロセッサ	8名	(身体、知的、精神障がい者)
(2) 喫茶サービス	20名	(身体、知的、精神障がい者)
(3) ビルクリーニング	16名	(身体、知的、精神障がい者)
(4) オフィスアシスタント	10名	(身体、知的、精神障がい者)
(5) 木工	3名	(身体、知的、精神障がい者)
(6) パソコンデータ入力	8名	(知的障がい者)
(7) 縫製	4名	(身体、知的、精神障がい者)
(8) ネイル施術	4名	(身体、知的、精神障がい者)
(9) 表計算	6名	(身体、知的、精神障がい者)

8 参加資格

(1) 対象となる障害者

イ 障害者の雇用の促進等に関する法律第2条第2号及び第3号に規定する身体障害者

ロ 障害者の雇用の促進等に関する法律第2条第4号及び第5号に規定する知的障害者

ハ 障害者の雇用の促進等に関する法律第2条第6号に規定する精神障害者

(2) 北海道在住者又は北海道内の事業所に勤務している者で、令和8年4月1日現在において満

15歳以上の者

- (3) 本大会競技への参加について支障をきたさない健康状態である者（競技時間に十分に耐えられる者）
- (4) 参加を希望する競技種目において、第41回（令和3年）から第45回（令和7年）までの全国障害者技能競技大会（アビリンピック全国大会）で「金賞」を受賞したことがない者

9 参加手続き

(1) 参加希望申込

別紙「令和8年度アビリンピック北海道大会参加申込書」により郵送または電子メールにて参加申込を受け付けること。

(2) 参加申込期間

令和8年6月15日（月）～8月7日（金）（消印有効）

※定員に余裕がある場合は、参加申込期間終了後も参加希望申込を受け付ける場合があること。

(3) 申込書提出先

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 北海道支部 高齢・障害者業務課
〒063-0804 札幌市西区二十四軒4条1丁目4-1

※電子メールによる申込書提出先：hokkaido-kosyo@jeed.go.jp

10 参加選手の決定

北海道と独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構北海道支部（以下「機構」という。）が協議の上、参加の可否を決定すること。

なお、より多くの事業所等からの参加を得ることを優先するため、参加申込者数が定員を超える競技について、1事業所等当たり3名以上の参加申込があった場合は、別途調整を行う場合がある。

11 競技の実施方法

(1) 実施形式は実技とする。競技課題は競技の実施に差し支えない範囲で事前に公表すること。

(2) 競技時間は、原則として5時間以内とすること（競技種目によって異なる）。

(3) 競技に使用する機器等の具体的内容は事前に公表するが、作業工具及び補助具等は原則として自己の物を使用すること。

また、競技に直接使用する機器等は、原則として改良は行わないこととすること。

(4) 競技に係る評価（審査）に当たっては、障がいの種類、程度は考慮しないこととすること。

(5) 競技に係る評価（審査）は、競技専門委員が行うこと。

(6) 競技において制作された作品等の所有権は、すべて機構に帰属するものとすること。

12 表彰

(1) 成績優秀者に対し、競技種目ごとに金賞、銀賞及び銅賞をそれぞれ1名以内で決定し、金賞は北海道知事が、銀賞及び銅賞は機構北海道支部長が表彰するとともに、それぞれ賞状とメダルを授与すること。

(2) 本大会参加者全員に対し、参加賞を贈ること。

13 アビリンピック全国大会（全国障害者技能競技大会）への推薦

(1) 令和8年度第46回アビリンピック全国大会は、令和8年12月4日（金）～6日（日）（開催地：愛知県常滑市）に開催されるが、当該大会への北海道代表選手の推薦候補者は、令和7年度アビリンピック北海道大会における各競技種目の金賞受賞者（金賞受賞者に準ずる者を含む。）とする。

(2) 令和8年度アビリンピック北海道大会の各競技種目における金賞受賞者（金賞受賞者に準ずる者を含む。）については、令和9年度第47回アビリンピック全国大会（令和9年11月5日（金）～7日（日）（愛知県常滑市）（予定））の各競技種目における北海道代表選手の推薦候補者として取り扱うこととする。

なお、木工競技及び縫製競技については、次のとおり取り扱うこととする。

イ 木工競技

(イ) 知的障がい者が金賞（金賞に準ずる賞を含む。）を受賞した場合は、令和9年度第47回アビリンピック全国大会の木工競技種目の北海道代表選手の推薦候補者として取り扱うこととする。また、身体障がい者又は精神障がい者が当該推薦候補者に次ぐ

賞（銀賞又は銅賞）を受賞した場合は、その中で最も上位の者を同大会の家具競技種目の北海道代表選手の推薦候補者として取り扱うものとする。

- (ロ) 身体障がい者又は精神障がい者が金賞（金賞に準ずる賞を含む。）を受賞した場合は、令和9年度第47回アビリンピック全国大会の家具競技種目の北海道代表選手の推薦候補者として取り扱うこととする。また、知的障がい者が当該推薦候補者に次ぐ賞（銀賞又は銅賞）を受賞した場合は、その中で最も上位の者を同大会の木工競技種目の北海道代表選手の推薦候補者として取り扱うものとする。

ロ 縫製競技

(イ) 知的障がい者が金賞（金賞に準ずる賞を含む。）を受賞した場合は、令和9年度第47回アビリンピック全国大会の縫製競技種目の北海道代表選手の推薦候補者として取り扱うこととする。また、身体障がい者又は精神障がい者が当該推薦候補者に次ぐ賞（銀賞又は銅賞）を受賞した場合は、その中で最も上位の者を同大会の洋裁競技種目の北海道代表選手の推薦候補者として取り扱うものとする。

(ロ) 身体障がい者又は精神障がい者が金賞（金賞に準ずる賞を含む。）を受賞した場合は、令和9年度第47回アビリンピック全国大会の洋裁競技種目の北海道代表選手の推薦候補者として取り扱うこととする。また、知的障がい者が当該推薦候補者に次ぐ賞（銀賞又は銅賞）を受賞した場合は、その中で最も上位の者を同大会の縫製競技種目の北海道代表選手の推薦候補者として取り扱うものとする。

(3) 全国大会への推薦は、北海道知事が決定すること。

14 参加費等

(1) 選手の参加費は無料とすること。

(2) 札幌市外からの参加選手等（選手及び主催者が介助を必要と認めた選手1名につき介助者1名）について、主催者の規定に基づき、公共交通機関交通費実費等を主催者が負担すること。

(3) 主催者は、参加選手に対して普通傷害保険（本大会会場における事故等に起因した選手の怪我等の補償に限る）を付保すること。

(4) 手話通訳者・要約筆記者については、主催者が配置すること。

(5) その他の経費については、参加選手等の負担とすること。

15 体調・安全管理

競技選手は、自己の責任において自身の体調・安全管理を行う（必要な服薬等の持参を含む）こととし、主催者は大会参加選手の体調・安全管理をサポートするために必要な人員配置について配慮するほか、競技及びそれに付随する大会行事参加中に競技選手が受傷した怪我または罹患した疾病に対して、速やかに応急の処置を行うこととする。

16 個人情報の取扱い

参加者の個人情報の取扱いは、次の範囲で公開とする。

(1) 写真・映像等の撮影の範囲

- ・主催者による記録・広報用の撮影
- ・報道関係者等による競技風景、表彰式等の取材における撮影

(2) 参加者及び大会成績等の情報の範囲

- ・参加者の氏名・所属事業所等・住所（市町村名のみ）
- ・入賞者氏名・所属事業所等・住所（市町村名のみ）及び成績（順位／金賞、銀賞、銅賞の区分とし、得点等は除く。）

17 ワークフェア等の実施

(1) ワークフェア等の内容及び出展者は、別途、主催者が決定すること。

(2) 出展者は、主催者が別に定める「ワークフェア実施要綱」等に従って出展・展示を行うこと。

18 その他

(1) 日常動作に必要な補装具は、自己のものを使用すること。

(2) 本大会についての問い合わせ先

- ・北海道経済部労働政策局産業人材課産業訓練係

（電話 011-204-5098）

- ・独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 北海道支部 高齢・障害者業務課

（電話 011-622-3351）